

平成30年度の奨学生の募集について

生坂村奨学金貸与制度

この奨学金貸与制度は、成績優秀で向学心がありながら、経済的な理由により高等学校又は大学への修学が困難である人に、奨学金を貸与するものです。

1. 申請期間

平成30年度選考分の申請

平成30年度の申請は、平成30年3月15日(木)から3月29日(木)まで。

概ねの募集人数 大学2人、高校1人

2. 対象者(次のすべてに該当する人)

- 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学で正規の修学年限内の人(大学院及び各種専門学校、通信制過程は除きます。)
- 生坂中学校を卒業した人
- 親権者が、生坂村内に引き続き1年以上居住している人
- 属する世帯に生坂村が徴収する村税及び公共料金の滞納が無い人
- 経済的な理由(日本学生支援機構所得制限に準ずる)から、修学が困難な人【兄弟姉妹が大学に在学中の場合は対象者とする】
- 修学意欲が高く成績優秀(成績平均値3.5以上)で、向学心が旺盛な人
- 生坂中学校、高等学校又は在学する高等学校、大学等の推薦を受けた人
- 他の制度から、別の奨学金の貸与又は給付を受けていない人

3. 貸与額

区分ごとの貸与額				
区分			貸与の額	
修学資金 (月額)	高等学校 高等専門学校	国立又は公立	15,000円以内	
		私立	20,000円以内	
	大学 短期大学	国立又は公立	自宅通学	30,000円以内
			自宅外通学	40,000円以内
		私立	自宅通学	40,000円以内
			自宅外通学	50,000円以内
入学一時金	高等学校、高等専門学校	100,000円以内		
	短期大学、大学	200,000円以内		

※入学一時金は、修学資金の貸与を受ける方が希望する場合に、入学年度に限り貸与します。

4. 貸与期間

修学する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学における正規の修学年限内

5. 貸与利子

無利子

6. 決定

提出された申請書の内容を審査の上、4月末までに貸与の可否を通知します。

7. 貸与の方法

前期・後期(4月末・9月末)の2回に分割して1年分を貸与します

ただし、1年目は、申請後に審査・決定期間を要するため、5月になります。

入学一時金は、1回目にまとめて貸与します。

8. 奨学金の償還

奨学生でなくなった月の12か月後から、貸与期間の3倍の期間内で償還していただきます。(繰上償還も可能です。)

9. 提出書類等

(1) 提出書類一覧		
種別	記入及び発行	その他
奨学生申請書	本人(自筆)	生坂村指定の申請書
履歴書	本人(自筆)	市販のもの(写真添付)
奨学生推薦書	中学校、高校又は大学等で記載	高校入学時は、生坂中学校の推薦書 大学入学時は、卒業した高校の推薦書 在学者は、在学校の推薦書
学業成績証明書	中学校、高校又は大学等で発行	高校入学時は、生坂中学校の成績証明書 大学入学時は、卒業した高校の成績証明書 在学者は、在学学校の成績証明書
在学証明書	高校又は大学等で発行	入学の場合は、入学決定通知書でも可 (ただし、入学後に在学証明書を提出)
前年の所得を証する書類		前年の源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し等 所得額が分かるもの(世帯全員分)
作文	本人(自筆)	400字詰め原稿用紙1枚以内(市販のもの) 「生坂村の将来に望むこと」を題名として、自分の考えを述べてください。
(2) 奨学生決定後に必要な書類等		
種別	記入及び発行	その他
誓約書	本人、連帯保証人 (自筆)	
(3) 貸与決定の翌年度以降から貸与終了年度まで必要な書類等		
種別	記入及び発行	その他
学業成績証明書	在学学校で発行	奨学資金の貸与が終了するまで、毎年4月に提出いただきます。
在学証明書		
(4) 貸与終了後に必要な書類等		
種別	記入及び発行	その他
奨学資金借用証書	本人、連帯保証人(自筆)	借用証書には、収入印紙を貼付
印鑑登録証明書	生坂村住民課及び住所地の役場等で発行	印鑑登録証明書は、成人した本人及び連帯保証人のもの

10. 提出先

〒399-7201

生坂村 6002-1

生坂村教育委員会事務局 総務・学校教育係

電話: 0263-69-2087

11. その他

次のいずれかに該当した場合は、奨学資金の貸与を休止し、又は停止します。

- 奨学生が休学したとき
- 貸与の対象の要件を欠いたとき
- その他奨学生として適当でないと認められたとき

次の要件の全てを満たす場合には、償還する奨学金の一部の免除を受けることができます。

- ・最終の学校を卒業後、1年以内に就労すること
- ・上記の期限内に生坂村内に居住し、その期間が5年(高等学校・短期大学の場合は4年)を超える旨の誓約書を提出すること
- ・奨学金の償還について遅延がないこと

※免除を受けられる額は、免除対象各年度につき、貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年あたりの償還額の30%以内で、償還初年度から免除されます。

※生坂村内の居住期間が継続して満8年(高等学校・短期大学の場合は6年)に達した場合は、未償還額の全額を免除されます。

※居住してから5年(高等学校・短期大学は4年)以内に生坂村から転出した場合及び償還の遅延が発生した場合は、免除を受けた額をその後の償還額に加算して償還していただきます。

※申請用紙は教育委員会でお渡しします。

また、貸付には条件がありますので、教育委員会まで、ご相談においでください。